

ソピア・フラッツの入居者の資格に係る事務取扱要領

(趣旨)

第1条 この要領は、岐阜県県営住宅条例施行規則（昭和36年1月13日規則第6号。以下「規則」という。）第21条の2第4項第1号（以下「入居緩和規定」という。）のうち、「知事が認めるもの」について、具体的な基準を定めるものとする。

(適用対象)

第2条 入居緩和規定のうち知事が認めるものは、規則第21条の2第1項に該当する世帯のうち、規則第21条の2第3項に規定する所得が12万3千円以上（1DKの単身用住戸に入居を希望するものにあつては、10万4千円以上）のものとする。

附 則

この要領は、令和2年3月1日から施行する。

(参考) 岐阜県県営住宅条例施行規則

(入居者の資格)

第二十一条の二 条例第三十六条の二第一号イの規則で定めるものは、ソフトピアジャパンセンター条例（平成七年岐阜県条例第四十六号）第一条に規定するソフトピアジャパンセンターの施設内及びその周辺地域で知事が別に定める地域に所在する事務所若しくは事業所に勤務する者又は当該事務所若しくは事業所で事業を行う個人がある世帯とする。

2 条例第三十六条の二第一号ロの規則で定めるものは、次に掲げる世帯とする。

- 一 子育て世帯 同居親族に十八歳未満の者がある世帯
- 二 高齢者世帯 高齢者の居住の安定確保に関する法律施行規則（平成十三年国土交通省令第百十五号）第五条に掲げる要件を満たす者がある世帯
- 三 障がい者世帯 第一条の二第二号から第四号まで及び第六号から第八号までの規定に該当し、かつ、同居親族がある世帯又は同居親族に同条第二号から第四号まで及び第六号から第八号までの規定に該当する者がある世帯
- 四 その他特に居住の安定を図る必要があるものとして知事が認める世帯

3 条例第三十六条の二第二号の規則で定める基準は、入居者及び同居者の過去一年間における所得税法（昭和四十年法律第三十三号）第二編第二章第一節から第三節までの例に準じて算出した所得金額（給与所得者が就職後一年を経過しない場合等その額をその者の継続的収入とすることが著しく不相当である場合においては、知事が認定した額。以下この項において「所得金額」という。）の合計から次に掲げる額を控除した額を十二で除した額（以下この章において「所得」という。）が十五万八千円以上四十八万七千円以下とする。

- 一 同居者又は所得税法第二条第一項第三十三号に規定する同一生計配偶者（以下この項において「同一生計配偶者」という。）若しくは同項第三十四号に規定する扶養親族（以下この項において「扶養親族」という。）で入居者及び同居者以外のもの一人につき三十八万円
- 二 同一生計配偶者が七十歳以上の者である場合又は扶養親族に所得税法第二条第一項第三十四号の四に規定する老人扶養親族がある場合には、その同一生計配偶者又は老人扶養親族一人につき十万円
- 三 扶養親族が十六歳以上二十三歳未満の者である場合には、その扶養親族一人につき二十五万円
- 四 入居者又は第一号に規定する者に所得税法第二条第一項第二十八号に規定する障害者がある場合には、その障害者一人につき二十七万円（その者が同項第二十九号に規定する特別障害者である場合には、四十万円）
- 五 入居者又は同居者に所得税法第二条第一項第三十号に規定する寡婦又は同項第三十一号に規定する寡夫がある場合には、その寡婦又は寡夫一人につき二十七万円（その者の所得金額が二

十七万円未満である場合には、当該所得金額)

- 4 前項の規定にかかわらず、次に掲げる者については、条例第三十六条の二第二号の規則で定める基準を満たすものとする。
 - 一 所得が十五万八千円に満たない者のうち、就職等により所得の上昇が見込まれる者であつて、特別賃貸住宅に入居させることが適当であると知事が認めるもの
 - 二 災害により滅失した住宅に居住していた者であつて、特別賃貸住宅に入居させることが適当であると知事が認めるもの（所得が四十八万七千円以下の者に限る。）
 - 三 前号に掲げる者のほか、災害、不良住宅の撤去その他の特別の事情がある場合において特別賃貸住宅に入居させることが適当であると知事が認める者（所得が四十八万七千円以下の者（十五万八千円に満たない者にあつては、所得の上昇が見込まれる者）に限る。）